



目 次

規 則	ページ
◎高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	8
○介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可 (")	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	10
○告示 (漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部改正 (水産政策課)	10
◎告示 (高知沿岸漁業改善資金貸付基準の定め)の一部改正 (")	11
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	11
○土地収用法に基づく事業の認定 (")	11
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	12
	(11・9 掲示)
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	12

規 則

高知県規則第84号

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「定期報告」を「定期報告の手続」に改め、同条第1項中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「調査及び検査し」を「調査及び検査をし」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、第1号から第3号までに掲げる建築物に設置された前条第3項に規定する建築設備に係る省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告にあつては、当該建築物に係る報告の時期によるものとする。

第6条第3項第1号中「（当該建築物に設置された前条第3項に規定する建築設備に係る省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同項第4号中「（省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告を除く。）」を削る。

第8条の見出し中「定期報告」を「定期報告の手続」に改める。

第9条の見出し中「申請等」を「申請手続等」に改め、同条第1項及び第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第3項中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第4項中「申請書」を「認定申請書」に、「申請者」を「当該申請者」に改める。

第10条の見出し中「認可申請」を「認可申請手続等」に改め、同条第1項中「建築協定認可申請書」を「建築協定（変更）認可申請書」に、「図書を」を「図書又は書面を」に改め、同項第4号中「その他知事が必要と」を「前3号に掲げるもののほか、知事が必要と」に改め、同条第2項中「に規定する建築協定認可申請書」を「の建築協定（変更）認可申請書」に改める。

第11条の見出し中「認可申請」を「認可申請手続等」に改め、同条第1項中「同項に規定する」を「同項の」に改める。

第12条中「変更若しくは廃止する」を「変更し、若しくは廃止する」に改める。

第13条第1項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第14条の見出し中「申請書」を「申請手続」に改め、同条第1項中「第9条に規定する」を「第9条の」に改め、同条第2項中「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第3項中「に規定する道路」を「の規定による道路」に、「に規定する申請書」を「の道路の位置の指定（変更・廃止）申請書」に改め、同項第5号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第15条の見出し中「通知」を「通知方法」に改め、同条第1項中「第10条に規定する」を「第10条第3項の規定による」に、「申請書」を「道路の位置の指定（変更・廃止）申請書」に改め、同条第2項中「規定による申請により」を「申請に基づき」に改める。

第16条中「第42条第1項第5号の」を「第42条第1項第5号の

規定による」に、「及び同項第3号及び第5号」を「又は同項第3号若しくは第5号」に、「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改める。

第17条第5号中「前各号」を「前各号に掲げる区域」に改める。

第18条第1項第2号中「前号」を「前号に掲げる敷地」に改める。

第19条中「規則で」を削る。

第23条中「必要と」を「必要があると」に改める。

第25条第1項中「において」を「においてこれらの規定を」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に、「第48条第14項に規定する」を「第48条第14項の」に改める。

第26条第9号及び第12号中「規定による」を削り、同条第22号中「規定に基づき」を削り、同条第24号中「規定による」を「規定により」に改める。

第27条第1項第2号中「前号」を「前号に掲げる事由」に改め、同項第3号中「小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日建設省住宅局長通達建設省住整発第46号）」を「小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号建設省住宅局長通達）」に改め、同項第6号中「前3号」を「前3号に掲げる事由」に改め、同条第4項中「に規定する」を「に掲げる」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

別表第2中「共同住宅（公営住宅及び改良住宅を除く。）又は」を削る。

別記第4号様式中「、第12条」を削り、同様式正本中「（第 条第 項において準用する同法）第70条第1項の規定による」を「第70条（第74条）第1項（第76条の3第2項（第6項において準用する同法第74条第1項））の規定により」に、

「代表者住所氏名」を「代表者住所・氏名」に、

「	3 建の 築区 協 定域	を	「	3 建築 協定 の区 域	に、「第77条に規定する」を「第77
「	4 建の 築概 協 定要		「	4 建築 協定 の概 要	

「」
 条の」に、
 「係員印 」
 を
 「担当者 」
 に改め、同様式副本中「（第 条第 項において準用する同法）第73条第1項」を「（（第76条の3第6項において準用する同法）第74条第2項において準用する同法）第73条第1項（第76条の3第2項）」に、
 「代表者住所氏名」
 を
 「代表者住所・氏名」
 に、
 「」
 「」
 「」
 「」
 を
 「」
 「」
 に、「第77条に規定する」を「第77条の」に改め、同様式副本注2中「記載してください」を「記入してください」に改める。
 別記第5号様式中「、第12条」を削り、同様式正本中「規定による」を「規定により」に、
 「代表者住所氏名」
 を
 「代表者住所・氏名」
 に、「第77条に規定する」を「第77条の」に、
 「係員印 」
 を
 「担当者 」
 に改め、同様式副本中「規定による」を「規定により」に、
 「代表者住所氏名」
 を
 「代表者住所・氏名」
 に、「第77条に規定する」を「第77条の」に改める。
 別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第13条関係）
 （その1）

建築物報告書

年 月 日

高知県知事
 高知県建築主事 様
 高知県建築監視員

報告者氏名 ㊤

高知県建築基準法施行細則第13条第1項の規定により、建築物の状況について報告します。
 なお、この報告書及び添付書類に記載している事項については、事実と相違ありません。

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 処理欄
年 月 日 第 号 担当者 <input type="text"/> ㊤		年 月 日 第 号 担当者 <input type="text"/> ㊤
※ 合議欄（意見欄）		

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 次の図書及び書面を添えてください。
 (1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書としての建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(イ)の項及び(ロ)の項に掲げる図書（し尿浄化槽の見取図を除きます。）
 (2) 現地写真
 (3) 報告を代理者に委任する場合は、委任状
 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める図書又は書面

(その2)

第1 建築物の所有者等の概要

1 報告者			
(1) 氏名のフリガナ			
(2) 氏名			
(3) 郵便番号			
(4) 住所			
(5) 電話番号			
2 代理者			
(1) 資格	()	建築士	()
			登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名	()	建築士事務所	()
			知事登録第 号
		名称:	
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
3 図書の作成者			
(1) 資格	()	建築士	()
			登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名	()	建築士事務所	()
			知事登録第 号
		名称:	
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
4 建築物の設計者			
(1) 資格	()	建築士	()
			登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名	()	建築士事務所	()
			知事登録第 号
		名称:	
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
5 建築物の工事監理者			
(1) 資格	()	建築士	()
			登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名	()	建築士事務所	()
			知事登録第 号
		名称:	
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
6 建築物の工事施工者			
(1) 資格	()	建築士	()
			登録第 号

(2) 氏名	
(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
	名称:
(4) 郵便番号	
(5) 所在地	
(6) 電話番号	
7 備考	

注 必要に応じて行を挿入し、又は削除して差し支えありません。

(その4)
第3 建築物別概要

1	番号
2	用途
3	工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の様様替
4	構造 造 一部 造
5	耐火建築物
6	階数 (1) 地階を除く階数 (2) 地階の階数 (3) 昇降機塔の階数 (4) 地階の倉庫等の階数
7	高さ (1) 最高の高さ (2) 最高の軒の高さ
8	建築設備の種類
9	床面積 (報告部分) (報告以外の部分) (合計) (1) 階別 (階) () () () 階別 (階) () () () 階別 (階) () () () 階別 (階) () () () 階別 (階) () () () 階別 (階) () () () (2) 合計 () () ()
10	屋根
11	外壁
12	軒裏
13	居室の床の高さ

14	便所の種類
15	その他必要な事項
16	備考

注 必要に応じて行を挿入し、又は削除して差し支えありません。

(その5)

第4 建築物の階別概要

1 番号
2 階
3 柱の小径
4 横架材間の垂直距離
5 階の高さ
6 居室の天井の高さ
7 用途別床面積 (具体的な用途の名称) (床面積) (1) () () (2) () () (3) () () (4) () () (5) () () (6) () ()
8 その他必要な事項
9 備考
1 番号
2 階
3 柱の小径
4 横架材間の垂直距離
5 階の高さ

6 居室の天井の高さ
7 用途別床面積 (具体的な用途の名称) (床面積) (1) () () (2) () () (3) () () (4) () () (5) () () (6) () ()
8 その他必要な事項
9 備考

注 必要に応じて行を挿入し、又は削除して差し支えありません。

別記第8号様式正本中
「申請者住所氏名」
を
「申請者住所・氏名」
に、
「代理者住所氏名」
を
「代理者住所・氏名」
に、

団地総面積	m ²	道路面積	m ²
路面の構造		路面の縦断 最大勾配	%

を
「

道路面積	m ²	路面の縦断 最大勾配	%
路面の構造			

」

に、
「係員印」
を
「担当者 ㊤」
に改め、同様式副本中

※ 指定 (承認) 通知 欄	を	※ 指定 (承認) 通知 欄	に、
----------------------------	---	----------------------------	----

「高知県知事 ㊤」
を
「高知県知事 ㊤」

に、
「申請者住所氏名」
を
「申請者住所・氏名」
に、
「代理者住所氏名」
を
「代理者住所・氏名」
に、

団地総面積	m ²	道路面積	m ²
路面の構造		路面の縦断 最大勾配	%

を
「

道路面積	m ²	路面の縦断 最大勾配	%
路面の構造			

」

に改め、同様式別図中「~~承認~~」を「承認」に改め、同様式別図注意中「~~承認~~」を「承認」に、
「~~承認~~」を「承認」に、「~~承認~~」を「承認」に改め、同様式別図凡例中「指定番号」を「指定番号」に改める。

別記第9号様式中「高知県建築基準法施行細則第16条の規定による道路の工事が完了しましたので、お届けします」を「道路の築造の工事が完了しましたので、高知県建築基準法施行細則第16条の規定により届け出ます」に、
「築造主住所氏名」

を
「築造主住所・氏名」
に改める。

別記第14号様式中「建築主住所氏名」を「建築主住所・氏名」に、
「係員印」
を
「担当者 ㊤」
に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県建築基準法施行細則別記様式(別記第6号様式を除く。)は、この規則による改正後の高知県建築基準法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第703号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者、同法第48条第1項第1号の規定による指定介護老人福祉施設及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成24年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所又は施設の名称	事業所又は施設の所在地	サービスの種類
3950180087	医療法人野並会	高知市相生町1番35号	平成24年4月1日	医療法人野並会介護老人保健施設あいおい訪問リハビリテーション	高知市相生町1番35号	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
3970104919	株式会社トーカイ	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地	〃	株式会社トーカイ高知営業所	高知市南久保14番地10号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
3970104935	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	〃	ニチイケアセンター瀬戸南	高知市瀬戸南町二丁目8-36	訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援
3970104943	社会福祉法人香南会	香南市赤岡町1160番地1	〃	デイサービスセンターすみれ	高知市朝倉字三月田丙1599番地1	通所介護 介護予防通所介護

3970104950	モア合同会社	高知市福井町3120番地 メゾンセロジネ101号	〃			介護24高知	高知市福井町3120番地 メゾンセロジネ101号	訪問介護 介護予防訪問介護
3970104968	高知通運株式会社	高知市北本町一丁目7-26	〃			シルバーサポートまるつう	高知市北本町一丁目7-26	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
3971000264	株式会社トーカイ	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地	〃			株式会社トーカイ四万十営業所	四万十市右山363-2	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
3971000272	社会福祉法人西土佐福祉会	四万十市西土佐用井1110番地1	〃			ホームヘルプステーションにしとさ	四万十市西土佐用井1110番地31	訪問介護 介護予防訪問介護
3972000396	社会福祉法人北川村社会福祉協議会	安芸郡北川村野友甲710-2 北川村総合保健福祉センター	〃			デイサービスセンター柚子の郷	安芸郡北川村野友甲710-2 北川村総合保健福祉センター	通所介護 介護予防通所介護
3972400760	社会福祉法人ごほく静和会	吾川郡いの町下八川丁1676番地	〃			特別養護老人ホーム吾北荘	吾川郡いの町下八川丁1676番地	介護福祉施設サービス 短期入所生活介護 介護予防短期入所

						生活介護
3972501187	株式会社 アクトワ ン	高岡郡四万十町 東町7番4号	〃	通所介護 事業所と いる	高岡郡四万十町 大正512番1	通所介護 介護予防 通所介護
3972600344	株式会社 生和	幡多郡黒潮町浮 鞭3954-1	〃	居宅介護 支援事業 所生和	幡多郡黒潮町浮 鞭3954-1	居宅介護 支援
3970104976	合同会社 エスペラ ンサ	高知市一宮西町 一丁目32番25- 1号	平成24年4 月5日	ヘルパー よさく	高知市朝倉丙 1543	訪問介護 介護予防 訪問介護
3972600351	合同会社 ハピネス	幡多郡黒潮町佐 賀695-20	平成24年4 月9日	指定居宅 介護支援 事業所ケ アプラン あかり	幡多郡黒潮町佐 賀695-20	居宅介護 支援
3970400598	一般社団 法人あさ ひ	南国市緑ヶ丘二 丁目1710番地	平成24年5 月7日	デイサー ビスあさ ひ	南国市緑ヶ丘二 丁目1710番地	通所介護 介護予防 通所介護
3971100163	有限会社 西田順天 堂薬局	南国市大桶甲 1705番地	平成24年5 月22日	ヘルパー ステーシ ョン白岩	香南市野市町東 佐古727-2	訪問介護 介護予防 訪問介護
3971100171	〃	〃	〃	デイサー ビスセン ター白岩	〃	通所介護 介護予防 通所介護
3972000404	特定非営 利活動法 人S l o w A g e	安芸郡田野町 1954番地1	平成24年6 月1日	デイサー ビスセン ター交流 館	安芸郡田野町 815番地	通所介護 介護予防 通所介護
3972501195	株式会社 孝志	高岡郡越知町越 知甲902番地1	平成24年6 月15日	デイサー ビスおち あゆ	高岡郡越知町越 知甲902番地1	通所介護 介護予防 通所介護
3972200103	合同会社 さわもと	長岡郡本山町寺 家13番地4	平成24年7 月1日	さわもと 居宅介護 支援事業 所	長岡郡本山町寺 家13番地4	居宅介護 支援

3970600379	四国医療 サービス 株式会社	高知市南竹島町 35番地	平成24年7 月2日	四国医療 サービス 株式会社 やすらぎ 須崎営業 所	須崎市大間西町 2-13	福祉用具 貸与 介護予防 福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売 特定介護 予防福祉 用具販売
3970600387	株式会社 ピースフ ル	須崎市吾井郷乙 706番地	平成24年8 月1日	居宅介護 支援事業 所びんび	須崎市吾井郷乙 706番地	居宅介護 支援
3972501203	株式会社 いこいの 里	高岡郡佐川町加 茂4361番地	平成24年8 月3日	デイサー ビスセン ターやま もも	高岡郡佐川町丙 3620-1	通所介護 介護予防 通所介護
3971200161	合同会社 やまもも	香美市土佐山田 町山田1353番地 7	平成24年9 月1日	やまもも	香美市土佐山田 町山田1353番地 7	訪問介護 介護予防 訪問介護

高知県告示第704号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設として、次のとおり開設を許可した。

平成24年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事 業所番号	申請者の 名称	申請者の主たる 事務所の所在地	許可年月日	施設の名 称	施設の所在地	サービ スの種類
3952680019	医療法人 寿会	幡多郡黒潮町出 口字風呂ヶ谷 2070	平成24年4 月1日	介護療養 型老人保 健施設こ とぶき	幡多郡黒潮町出 口字風呂ヶ谷 2070	介護保健 施設サー ビス

高知県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年11月5日	エミナ合同会社 室戸市吉良川町甲1947番地7	デイサービスエミナ 室戸市吉良川町甲1947番地1 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第706号

昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成24年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 小型漁船漁業の表中
 「高知県下川口 高知県漁業協同組合の地区のうち 小型漁船漁業
 第二〃 ち旧下川口漁業協同組合の地区
 のうちの土佐清水市大津を除く
 区域
 」
 を
 「高知県下川口 高知県漁業協同組合の地区のうち 1 総トン数10トン未満の漁船により行うサ
 第二〃 ち旧下川口漁業協同組合の地区 ング採取漁業
 のうちの土佐清水市大津を除く 2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外
 区域
 」
 に改める。

高知県告示第707号

昭和54年12月高知県告示第729号（高知県沿岸漁業改善資金貸付基準の定め）の一部を次のように改正する。

平成24年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

第4の表1の項中「6月15日」を「5月15日」に、「6月30日」を「5月31日」に改め、同表2の項中「9月15日」を「8月15日」に、「9月30日」を「8月31日」に改める。

高知県告示第708号

香南市吉川町吉原の一部地区及び吾川郡仁淀川町坂本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 香南市
- (2) 仁淀川町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 香南市吉川町吉原の一部
平成21年度及び平成22年度
- (2) 吾川郡仁淀川町坂本の一部
平成20年度及び平成21年度

3 成果の名称

- (1) 香南市地籍図及び地籍簿
- (2) 仁淀川町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成24年11月26日

高知県告示第709号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成24年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 起業者の名称

香美市

2 事業の種類

香美市立土佐山田学校給食センター（仮称）建設事業

3 起業地

- (1) 収用の部分
香美市土佐山田町字山ノ間丸地内
- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

平成24年9月25日に香美市から申請があった香美市立土佐山田学校給食センター（仮称）建設事業（以下「本件事業」とい

う。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、老朽化した土佐山田学校給食センターを移転新築する「香美市立土佐山田学校給食センター（仮称）建設事業」である。

当該学校給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき義務教育諸学校の設置者によって設けられる施設であり、衛生的で安全かつ安心な学校給食を供給するとともに、食育を一層推進するために必要な施設であることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である香美市は、地方公共団体であり、「第1次香美市振興計画 後期基本計画」（平成24年3月策定）において、未来を拓く子どもの育成を掲げており、本件事業を行うことで、安全かつ安心な給食の供給、食育の推進及び環境にやさしい施設整備が図られることになる。また、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
香美市は、平成18年3月に旧土佐山田町、旧香北町及び旧物部村の3町村が合併して誕生した面積538.22平方メートル及び人口約29,000人の市である。また、同市物部町を源流としている一級河川物部川、四国山地及び高知平野を含む変化に富んだ地形であり、四季の表情豊かな自然環境に恵まれ、温暖な気候を利用した米作並びに野菜及び果樹栽培等の農業が盛んであるため、地域で生産される新鮮で、安全かつ安心な食材が豊富である。

香美市では、全ての小中学校で学校給食を実施しており、土佐山田学校給食センター、香北学校給食センター及び物部学校給食センターによって給食が提供されている。

土佐山田学校給食センターは、建築後30年を経過しており、施設及び設備の老朽化が進んでいる。当該設備の中には、耐用年数をはるかに過ぎたものがあり、交換時期が到来しても高額なため新設できず、多額の費用を要

しながらも、それらの修繕を繰り返しつつ、業務を行っている状況である。また、調理員は、空調設備がないために、室温が40度を超える劣悪な業務環境の中で作業することを強いられている。このことについては、高知県中央東福祉保健所及び高知県教育委員会から、食中毒発生防止の観点から環境改善の指示を受けているが、対応ができておらず、衛生面で課題があり、適正な給食業務の運営ができていない。これらの状況の改善のために、現在地での建替えを検討したが、改修中の給食の提供を代替する手段がないこと及び敷地が狭く、現施設で給食を提供しながら学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準を満たす施設を建設することが難しいことから、現在地での建替えは、非常に困難な状況である。更に、物部川沿岸部にあり、南海地震等による津波の被害のおそれがある土地であることから適切ではない。

本件事業の施行により、施設の整備が充実することで、これらの課題の改善が図られ、学校給食の目的である児童生徒の健全なる発達に資するよう、安全かつ安心で、バランスの取れた栄養豊かな食事を提供することが可能となるとともに、食育の推進に大きな役割を果たすこととなる。更に、近い将来に発生すると予測されている南海地震等の災害時に機動的に対応することができる食糧供給施設としての機能を発揮することが可能となることから、地域に一層貢献することができるものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業者である香美市の調査によると、起業地内及びその周辺には、環境省レッドリスト又は高知県レッドリストで「絶滅危惧ⅠA類」、「絶滅危惧ⅠB類」若しくは「絶滅危惧Ⅱ類」に指定されている希少植物の生育が確認されているが、起業者は、必要に応じて、専門家の指導に基づき野生植物の保護及び保全について適切な措置を講ずることとしている。一方、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は存在しないことを確認している。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）により環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者は、本件事業の施行に係る工事に当たっては、低騒音かつ低振動の建設機械を用いる等起業地周辺の生活環境に及ぼす影響を軽減する措置を講ずることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地として、給食を供給する学校に効率的に配送することができるよう、交通の便がよく、地震、津波等の災害による被害を受けにくい場所であることを必須条件に、香美市土佐山田町内中心部において3か所の候補地を選定し、更に安全性、経済性、環境面、合理性、効率性等も含め、あらゆる角度から適地性について比較検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、災害に対する安全性が特に優れており、加えて経済性、施設の立地環境面及び効率性でも優位であり、最も適切である。

また、本件事業により建設される施設面積は、学校給食衛生管理基準に定められた学校給食施設として必要な事項を勘案して決定されており、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、土佐山田学校給食センターは、建築後30年が経過した老朽化した施設であり、また、その設備も老朽化により故障が多く、その修繕に多額の費用を要している。更に、学校給食衛生管理基準を満たしておらず、衛生面の課題もあり、適正な給食業務の運営が難しくなっている状況である。

なお、新施設内に自家発電設備及び備蓄倉庫を設置することで、災害時の停電等でも食糧供給が可能となり、建物は、通常のものより強度のある構造となるため、機能確保に加えて人命の安全確保も図られることとなる。これらのことから、一刻も早い新施設の建設が強く望まれている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供

される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
香美市立土佐山田学校給食センター

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年11月9日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年11月9日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24 年11月 9日	特定非 営利活 動法人 佐川町 さくら スポー ツクラ ブ	野並 一 字典	高岡郡 佐川町 甲356 番地2	この法人は、佐川町におけるスポーツ・運動と文化の振興を図るとともに、生涯にわたり地域住民のふれあいと健康づくり、連帯感のある元気で明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成24年6月26日 24高都計第157号	香美市土佐山田町神 母ノ木字下野161番 9	高知市中万々57番 地21 上村工務店 株式会社 代表取 締役 上村 吉秋